

指定介護老人福祉施設やんばるの家運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一心福祉会が設置経営するやんばるの家指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを尊重した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険事業者その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームやんばるの家
- (2) 所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字津波1971番地762

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は54名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第5条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 事務員 | 3名 |
| (3) 生活相談員 | 1名 |
| (4) 介護職員 | 19. 3名以上 |
| (5) 看護職員 | 3名以上 |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名 |
| (8) 医師 | 1名（非常勤） |

- (9) 管理栄養士 1名
- (10) 調理員 5名

2 前項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長（管理者）の職務を代行する。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員
入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。
- (5) 看護職員
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。併設の通所介護事業所で看護師が緊急状態で欠員に至った時は緊急応援体制をとる。なお、自事業所に支障のないこと。また、早めの復旧状態に務める。
- (6) 機能訓練指導員
入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入所者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。
- (8) 医師
入所者の診察及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (9) 栄養士
給食管理、入所者の栄養指導に従事する。
- (10) 調理員
栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

(事務分掌)

第7条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第8条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 幹部会議
- (2) 職員会議
- (3) 給食会議
- (4) 防災対策委員会

(5) 介護課代表者会議 (6) 安全対策・虐待防止・身体拘束廃止・感染症防止委員会

(7) その他施設長が必要と認める会議

2 介護の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

第9条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとし利用料は「重要事項説明書」に記載したとおりとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に、入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は前第2項の支払い受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入所者から受けることができる。

(1) 食事の提供（1日当たり：1,445円）

(2) 居住の提供（1日あたり：利用者負担第2段階・第3段階430円 ・ 第4段階915円）

(3) 特別な居室の提供

(4) 特別な食事の提供

(5) 利用者に対する理美容サービス

(6) 別の定めに従って行う利用者貴重品管理

(7) 事業者が提供するレクリエーション等の行事に係る材料費等

(8) 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等の提供

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い入所者の同意を得なければならないものとし、その費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第10条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者その者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とし、利用料は「重要事項説明書」に記載したとおりとする。

第4章 運営に関する事項

(施設の利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は火気の取り扱いに注意しなければならない。
- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取り扱い要領等に従い、当該施設等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者は他者とのトラブル(喧嘩・口論・暴行等)他の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (5) 原則として、全館禁酒とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 施設は、指定介護老人福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見書が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(入退所)

第14条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉サービスの提供を拒んではならない。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員間で協議する。

7 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第15条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行えるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

（入退所の記録の整備）

第16条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を退所に際しては退所年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第17条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

（施設サービス計画の作成）

第18条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握するものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握されていた課題に基づき、当該入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉サービスの内容、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上での留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について、入所者に対して説明し、同意を得るものとする。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連携を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第19条 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じてその者の処遇を適切に行う。

- 2 指定介護福祉サービスの提供は施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設職員は、指定介護老人福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、指定介護福祉サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をその他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 5 施設は、自らその提供する指定介護老人福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介 護)

第20条 介護は、入所者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。入浴日は毎週月曜日～土曜日とする。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
- 5 施設は、入所者に対し前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を従事させるものとする。
- 7 施設は、入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第21条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮し適切な時間に提供する

食事時間は	朝 食	午前 8時00分から
	昼 食	午後12時00分から
	夕 食	午後17時30分から

- 2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努める。

(相談・援助)

第22条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供)

第23条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入所者へ外出の機会を確保するものとする。

(機能訓練)

第24条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第25条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しないものについてはこの限りではない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第26条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入所することができるものとする。

(入所者に関する保険者への通知)

第27条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 2 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 3 偽りによりその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第28条 施設は、入所者に適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制は別紙のとおりとする。(月ごとの勤務割り表を作成)

- 2 施設は、当該指定介護老人福祉施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時おける対応方法

(緊急時等の対応)

第29条 施設は、現にして介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関「県立北部病院」等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第30条 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講ずるものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 施設は、非常災害に備えるため、非常用食料等を備蓄する。

4 施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

第7章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第32条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第33条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該指定介護福祉施設において感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(協力病院等)

第34条 施設は、「大宜味村立診療所」の所長を内科・外科の嘱託医とし、入院治療を必要とする入所者のために、県立北部病院・北部地区医師会立病院等を協力病院、大宜味歯科診療所を協力歯科医療機関とする。

(掲 示)

第35条 施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第36条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(個人情報の保護)

第37条 施設は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うものとし、介護サービスに携わる者の重大な責務と位置づけ、当事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに広く社会からの信頼を得るために、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第38条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第39条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第40条 施設は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(虐待防止に関する事項)

第41条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施

すること。

(4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の重要事項)

第42条 運営規程の変更は、第3条、及び休廃止に関する件を除き、理事会の協議によらず理事長の先決事項とする。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人一心福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第43条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第44条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、一部改正し、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、一部改正し、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、一部改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、一部改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、一部改正し、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、一部改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 8 条第 3 項の②の 2) 室料相当分は平成 27 年 8 月より施行する。
- 8 この規程は、一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。第 39 条 1 項挿入
- 9 この規程は、第 4 条(3)・(7)一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、第 4 条(職員の区分及び定数)・第 7 条(会議)・第 18 条(会議)・第 29 条(非常災害対策)・第 32 条(協力病院等)一部改正し、令和元年 6 月 1 日から施行する。
- 11 この規定は、第 4 条(職員の区分及び定数)一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規定は、第 4 条(職員の区分及び定数)・第 7 条(会議)・第 32 条(協力病院等)一部改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規定は、第 3 条(事業所の名称等)新設挿入(以下、1 条ずつ繰り下がる)令和 3 年 5 月 27 日から施行する。
- 14 この規程は、第 5 条(職員の区分及び定数)一部改正し、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 15 この規程は、第 5 条(職員の区分及び定数)、第 8 条(会議)一部改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この規程は、第 33 条(協力病院等)一部改正し、第 40 条(虐待防止に関する事項)新設挿入(以下、1 条ずつ繰り下がる)令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この規程は、第 4 条(入所定員)一部改正、第 11 条(施設の利用にあたっての留意事項)新設挿入(以下 1 条ずつ繰り下がる)、第 23 条(社会生活上の便宜の提供)第 4 項新設挿入し、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
- 18 この規程は、第 9 条(利用料等の受領)第 3 項(1)・(2)一部改正し、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。